

2 月 9 日 (第 1 号)

令和3年豊能町議会2月会議会議録目次

令和3年2月9日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
議会運営委員会委員の選任	4
猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙	5
（報告）	5
第1号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	
（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第1号議案 和解及び不動産の取得について	6
第2号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第9回）の件	14
町長あいさつ	16
散会の宣告	16

令和3年豊能町議会2月会議会議録（第1号）

年 月 日 令和3年2月9日（火）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 10名

3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 1名 田中 龍一

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和3年2月9日（火）午後1時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 3 猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙
- 日程第 4 第1号報告 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 5 第1号議案 和解及び不動産の取得について
- 日程第 6 第2号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第9回）の件

開会 午後1時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年豊能町議会2月会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。皆様にはマスクの着用をさせていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、2月会議の会議期間は、本日1日といたします。

会議に先立ちまして、ただいまから、去る1月22日に御逝去されました、故長澤正秀議員に対する追悼を行います。

まず、議員一同を代表いたしまして、私から追悼の辞を述べさせていただきますと思います。

議員一同を代表いたしまして追悼の言葉を述べさせていただきます。

長澤正秀議員におかれましては、去る1月22日に御逝去されました。享年55歳でございました。昨年より健康を害されて以来、治療に努められ、元気な姿で復帰されるものと信じておりましたが、帰らぬ旅路につかれましたことは議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。平成29年9月、豊能町議会議員に初当選し、「笑顔が絶えぬ町 豊能町」の実現を目指して、分からないことは先輩に教を乞い

ながら、思いを実現するため精力的に議員活動をされ、これからますます御活躍いただくところでありましたのに、その逝去があまりにも早かったことは痛恨の極みでございます。今日、町政の課題はますます深刻さを増しておりますが、残された私たちはあなたの思いを受け継ぎ、確かな議会運営と住みよいまちづくりのため全力を尽くしてまいります。どうぞ安らかに冥せられ、御遺族と豊能町の発展に永遠の御加護を賜りますことをお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。

令和3年2月9日、豊能町議会議長永谷幸弘。

次に、故長澤正秀議員の御冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

皆様、御起立願います。

黙禱。

（黙禱）

○議長（永谷幸弘君）

黙禱を終わります。御着席ください。

以上で、故長澤正秀議員に対する追悼を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

引き続き大会議室で議員全員協議会を再開いたしますので、よろしく願います。

（午後1時05分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中龍一議員におかれましては、緊急に病院のほうから指示が出まして病院のほうに向かわれましたので欠席となります。よろしく願い申し上げます。

それでは、2月会議に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、こんにちは。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。皆様の御精励に対し深く敬意と感謝申し上げる次第でございます。

まず最初に、先月1月22日に御逝去されました長澤正秀議員、御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。突然の不幸で、訃報を土曜日の日に承りました。本当にびっくりをさせていただきました。屈託のない笑顔と、そして町政に対する思い、いろいろ議論をさせていただきました。本当に今までの町に対して尽くし、寄与されてこられたということで、本当に残念でございます。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族様におかれまして心からお悔やみを申し上げたいというように思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し緊急事態宣言の延長が決定し、町民の皆様には本当に御負担をおかけをしているところでございます。緊急事態宣言の解除に向けまして、ニュースでもございませうとおり、今日、大阪のほうでは、今対応を、協議をしている真っ最中になるというように思います。新規感染者数が7日間連続で300人を下回っているという状態でございます。ただ、重症の病床につきましては60%を切ればということでございますけれども、昨日は64.8%ということで、まだまだ収束の見込み、または感染の拡大というところに対して油断が許されないところでございます。ゼロコロナに向けて徹底した感染予防、これからも努めていかないとはいけません。

もう一つは町民の皆様のお命を守るというコロナワクチンの接種に、そのものにしつ

かりと取り組まないといけません。この事業は医療関係の皆様、クリニックの皆様、医師会の皆様、そして今日も話題にありましたように、その接種に関しては看護師様も含め、薬剤師の方々も御協力をいただかないと本当に実現ができないという形でございます。しっかりと三位一体の協力体制を取りたいということと、もう一つは住民の皆様、副反応の情報でありますとか、それから接種に対して、接種券が渡ったときにその予約の方法、そして事前になるかかりつけ医の診断、相談、こういうところも本当に必要になってまいります。これから、その内容につきまして情報が飛び交っているといいですか、我々としては情報不足、いなめないところでございますが、我々としては先手で集団接種、個別接種も含めてあらゆるシミュレーションをしながら取り組んでいっているところでございます。本日、補正予算のところで接種体制確保事業として予算も組まさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日提出議案は専決報告1件、和解1件、補正予算1件の3件でございます。御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により9番・秋元美智子議員及び10番・高尾靖子議員を指名いたします。

日程第2「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任について、

委員会条例第7条第4項の規定により川上勲議員を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は、ただいま指名をいたしました川上勲議員を選任することに決定いたしました。

日程第3「猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。よって指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員に中川敦司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました中川敦司議員を当選人と定めることに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中川敦司議員が猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された中川敦司議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定により当選の告知を行います。

報告いたします。

総務建設常任委員会の委員の互選により、委員長に寺脇直子議員が選任されました。また、協議の結果、都市計画審議会委員に田中龍一議員を推選することに決定いたしました。

日程第4「第1号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長(八木一史君)

第1号報告、専決処分の報告の件について御報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分にしたいので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

専決日は、専決第1号としまして、令和3年1月19日でございます。相手方は大阪市北区西天満5丁目9番16号、ダイアパレス西天満201号、株式会社米朝事務所、代表取締役社長中川明氏でございます。

事案の概要につきましては、令和2年12月1日に委託契約を締結しました「米朝一門 ユーベル寄席」を令和3年2月6日に町立ユーベルホールにて開催する予定でしたが、同年1月13日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき区域に大阪府が追加されたことに伴い、当該公演を中止とし、相手方に損害を与えたものでございます。

和解の内容につきましては、町の責任割合を100%とし、公演業務委託料の30%相当額37万5,000円を損害賠償金

として相手方に支払うものです。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第1号議案 和解及び不動産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第1号議案、和解及び不動産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年6月7日付提起した大阪地方裁判所平成30年（ワ）第5009号損害賠償請求事件に関し、次の趣旨により和解すること及びこれに伴い不動産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び第12号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の和解の相手方につきましては、大阪府寝屋川市下木田町11番15号、株式会社柳井組、代表取締役柳井美鳥、大阪府寝屋川市下木田町11番15号、柳井隆光、柳井美鳥でございます。

和解条項の内容でございますが、順次御説明いたします。

まず（1）被告らは原告に対し本件解決金として連帯して1,200万円の支払義務があることを認める。

（2）被告会社は原告に対し物件目録記載1ないし3の土地及び同目録記載4の建物を代金1,700万円で売り渡し、原告はこれを買受ける。

（3）原告と被告らは第1号の債務と第2号の債務を対当額で相殺することを合意する。

（4）原告は被告会社に対し前号の相殺後の残額である500万円を令和3年3月

15日限り、被告会社の指定する口座に送金して支払う。ただし振込手数料は原告の負担とする。

（5）被告会社は原告に対し令和3年3月15日限り、物件目録記載1ないし3の土地及び同目録記載4の建物につき令和3年2月12日和解を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし登記手続費用は原告の負担とする。

（6）利害関係人（上東エリ）は、原告に対し物件目録記載5の土地を寄附し、原告はこれを收受する。

（7）利害関係人は原告に対し令和3年3月15日限り物件目録記載5の土地につき令和3年2月12日和解を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし登記手続費用は原告の負担とする。

（8）ア、被告会社及び利害関係人は原告に対し令和3年3月15日限り物件目録記載1ないし3及び5の土地及び同目録記載4の建物を現状有姿のまま引き渡す。イ、被告会社及び利害関係人は原告に対し本件各土地の引渡しに当たり、現地において境界の明示は行わないこととする。ウ、本件各土地の面積は登記簿上の面積によるものとし、登記簿の面積と実測に相違があっても、原告は被告ら及び利害関係人に対し差額の精算は求めないこととする。

（9）ア、原告は被告会社及び利害関係人に対し本件各土地及び本件建物の引渡しに当たり、本件各土地上及び本件建物の残置物の撤去を求めないこととする。イ、被告会社及び利害関係人は令和3年3月16日以降、本件各土地上及び本件建物内に残置した全てのものについてその所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。

（10）原告は原告において本件各土地の測量境界確定等の諸手続を実施し、原告

がその費用を負担することを確約する。

(11) 原告と被告ら及び利害関係人は本件各土地及び本件建物の引渡し等に係る諸手続に協力をすることを相互に確約する。

(12) 原告は第5号の所有権移転登記手続完了後、速やかに大阪地方裁判所平成29年(ヨ)第1211号仮差押命令申立事件を取り下げる。

(13) ア、被告会社は原告に対し原告が前後の事件についてした担保の取消しに同意しその取消し決定に対し抗告しない。イ、被告柳井隆光は、原告に対し原告が前号の事件についてした担保の取消しに同意しその取消し決定に対し抗告しない。ウ、被告柳井美鳥は、原告に対し原告が前号の事件についてした担保の取消しに同意しその取消し決定に対し抗告しない。

(14) 原告はその余の請求を放棄する。

(15) ア、原告と被告らは原告及び被告らとの間には本件に関し本和解条項に定めるもののほかに何らの債務が存在しないことを相互に確認する。イ、原告と利害関係人は原告と利害関係人との間には本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(16) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

ということで、あと6ページ、7ページに先ほど申しました1ないし4、5の物件目録をそれぞれ記載させていただいております。1から4につきましては株式会社柳井組が所有する物件で、7ページの5番目の物件については利害関係人上東エリが所有する物件となっております。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

これより本件に対する質疑を行います。

小寺正人議員。

○8番(小寺正人君)

今回の和解の中に利害関係人が寄附するということになっておりますが、利害関係人と被告人の関係はどのようになっていますか。

○議長(永谷幸弘君)

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長(高木 仁君)

裁判所から今回、この和解条項の中で被告の土地を売買で、上東利害関係人の土地を寄附でということで、一体として町のほうが取得せよという和解条項になっておるわけでございます。現地の状況を御覧いただいたらお分かりいただけるかと思うんですが、被告の土地と上東エリの土地は一体として開発されております。恐らくこれは柳井組のほうが上東エリの了解の下、そういう開発を行われておるのではないかとということがあって、恐らくそういうこともあって裁判所のほうはそういう、一体として開発が行われているということも現地を御覧になって、被告の御意見も聞いて、その上でこういう寄附との扱いで、上東エリの土地も町が取得することが望ましいのではないかと判断をされておるのではないかと思います。

○議長(永谷幸弘君)

小寺正人議員。

○8番(小寺正人君)

利害関係人というのは真の所有者ではないというのが多分実態ではないかと。実際の真の所有者は被告人そのものである。登記簿に登録してないだけであると類推されますけど、いかがでございますか。

○議長(永谷幸弘君)

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員おっしゃるように、確かに登記簿上はこれ上東エリさんがお持ちの土地でございます。ただ、先ほども申し上げましたが、ここをもう柳井組のほうが一体として開発しているということは、何らかの上東エリさんの御了解の下、そういう行為をやっておられるのではないかとということが1点。それともう1点は、これ上東エリさん、利害関係人という表現になってますけども、和解の中で訴外とかっていう表現もあるんですが、被告と原告以外の方は全て利害関係人ということで表記するというで聞いておまして、利害関係人という単語になっておるわけでございますが、利害関係人についてもやはりこの和解に関わってこられるということについては、被告の代理人が上東エリさんから委任を取って、その上東エリさんの了解の下、この寄附行為を行っているということでございます。恐らくそこには被告の柳井組の方についてもその間に介在されておられるのではないかとことは考えられますが、実際に民民の話でございますので、どういったやり取りが行われていた、あるいは行われているのかというのはちょっとこちらでは承知できないということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

不動産の取引にかかわらず、他人物の場合はできないので、多分真の所有者が被告人であるというふうに思います。それと和解に当たって損害賠償、原告が5,723万5,680円の損害賠償の支払を求めたのに対して、本件解決金として1,200万円の支払をすると。原告が被告に対して支払う。それと被告人は原告に対して物件目録記載1ないし3の土地及び目録記載4の建物の

代金じゃないわ、それを代金1,700万円で売り渡すというふうに記載されておりますけども、原告が5,700万円を損害賠償請求をしたのに対して1,200万円で、被告人はこれは評価額ですよ、1,700万円というのは。そうしたら誰がこれを評価したかということのとっても大事なるわけですよ。これは単価掛ける数量、単価掛ける面積で出せるけれど、その単価を出すのは不動産鑑定士しかできないはずなので、どなたが出したのかお聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

御質問の中でこの1,700万円を誰が算出したのかということについてお答えさせていただきますと、議員おっしゃるように不動産鑑定士が介在してこの金額が出てきているわけではございません。この金額については地価公示価格に実測の面積を掛けたものを裁判所のほうでその金額を評価されて、それで和解の中でこういった金額が出てきているものでございまして、冒頭申し上げたように不動産鑑定士が入ってというのではなく、裁判所のほうで評価された金額かというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに質疑ございませんか。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

この損害賠償請求事件の平成30年度の第5009号の中で、事業の概要という中で、被告会社が平成まづ18年度に土砂の採取を開始し、土砂の流出を沈砂池への流入する整備が不完全であったと。その調整池に土砂が流入したことの現況回復も図らず義務の履行にも対応がなかったと。原状回復の義務債務不履行によって町が2,15

4万9,240円、損害を被ったとありますが、この時点で言うことを聞かなかったということだったんですけども、業務停止命令とか工事差止めができなかったのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

柳井組の開発行為なんですけども、当時は岩石採取計画の認可を取られて、これは大阪府の認可なんですけども、取られてあそこで業をやってらっしゃいました。調整池のほうにどんどん、どんどん土がたまってくるという状況がございまして、それでもって町のほうが浚渫するのにそういう費用がかかるということで、今回請求に至ったということでございまして。この岩石採取に開発行為をやっておられる中で差止めまでできるかということ、なかなかそこまで、恐らくその採石法に定められておる、基づいてやられてる行為でございまして、大阪府のほうと当時、町とでいろいろ、どういう対策をやったらいいかということで検討はされておったかと思うんですが、そういう差止めとかそういうところまで、検討されたかどうか分からないんですが、そもそも法的にそういうことができるのかどうかということも含めて検討された結果、誓約書を出してその上で履行勧告を行うというような形でずっと取り組んでこられたというような経過がございまして、今回こういう仕舞になっているということでございまして。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

そういうことで、勧告したけれども言うことを聞かないというような感じで、ただその18年度にそのことでできなかった。

それにもかかわらず今度は平成26年度です。またヒューム管云々の話が出て、さらに大型ダンプカーが走行することでさらなる違法行為をやっていたと。そして道路を破損して損傷を豊能町は受けたと。舗装工事代として3,060万9,360円の損害を被ったと。このときもなぜ、再度そういうことになったのにそういう工事差止め、それから業務停止処分できなかったのか。その原因についてお伺いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

前の町管理道が傷んでるということについては、もう平成18年の開発行為以降はずっとそういう状態が続いておったのではないかというふうに思います。岩石採取の取組をずっとやってらっしゃいまして、実はこの間、岩石採取の計画の認可期間が切れてるとか、それにもかかわらず開発行為をずっと続けているというようなことがあって、議員がおっしゃるようなことよりもその前段で、我々大阪府と一緒に柳井組に対して指導を行ってきたところでございまして。その指導を行う中で、先ほど申し上げましたような誓約書も出させて、言うことを聞かないということで履行勧告というのを何回も繰り返し行ってまいりました。当然、柳井組とは協議の場を設けて指導、こういうことで勧告も行ってきて、ようやく勧告書に基づいて採石法の廃止届が出てあそこの行為が終わったということでございまして、この間、取組がもうちょっと厳しくしておけばよかったのではないかと。いうところは、反省すべき点は反省すべきこともあったのではないかと。いうふうに思いますが、この間の行為によって町管理道が傷んだということに対して、ようやく

こういう損害賠償請求で業者の責任を問うというところに至ったわけでございます。結果としてこういう結果になっておるわけでございますが、我々とすれば町管理道の責任はあくまで開発した業者に求めていっておったというところで御理解いただきたいと思えます。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

指導勧告いろいろやったにもかかわらず言うことを聞かなかった。つまり最終的には法の規制が弱いのかなということも考えられます。この豊能町は、ここの住民さんはやっぱり自然を求めて来られた方、特に希望ヶ丘に多いんですよ。新興住宅地もそうです。大阪から僅か40キロ圏内でこれだけの自然があるとこへ来てるわけです。それを第一に居住してる方に対して、やっぱり豊能町として独自のそういう規制をやらなくんのかな、今の原因を聞きますとね。今後のそういう対応についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

業者の開発行為につきましては、いろいろな法律に基づいてその許可を得て業者は開発行為をするわけでございます。一定はその残土が崩落した関係で土砂条例というのができました。それによって一定の面積以上の土砂の埋立行為については町のほうが指導できたり規制をできるというところで、土砂のそういう埋立行為、搬入行為については規制というか一定の歯止めがかかっておるのではないかというふうに思っております。ただ、採石する行為についてはまだ町独自のそういう条例とかというところ

ろが、同じような厳しいものがございません。それをやっ払いこうとすると多分、午前中にも御提案いただいているような環境保全条例とか、ちょっとそのところ我々これから勉強させていただかないといけませんけども、そういったことで今回のことを教訓に何ができるのかというのは一度検討する必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに質疑ございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今、西岡議員が触れてましたように、町としてはやはりいろいろな約束事をしていながら相手方が守らなかった。土のうも勝手に置かれてその水の流れて関わって道路がひどいことになって、最終的に5,700万円だったと思いますが、裁判を起こした結果、1,200万円ですよね。その金額もちょうとショックな金額だったと思います、町にとっては。なおかつその土地の今後のために1,700万円で町に買うというのが和解案なんですけど、これ今までのいきさつに携わってきた行政としてどんなお気持ちで受け止めたのか、その気持ち。今回、和解を認めてほしいということは出してるのは分かりますけど、こういった和解案が出てきたことに対してどんなお気持ちを持っているのかお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

私ども、これ議員おっしゃるように5,700万円の損害賠償請求をしたわけでございます。その結果1,200万円の解決金ということで、和解条項の中で示されておるというこの金額の差については、我々主張

はし尽くしてきたつもりなんです、それがなかなかお認めいただけないというところは非常に残念に思っています。ただこれ続けると、このまま続けたとしても、恐らくこの新たな、我々が主張できるものがもうないというのが現実でございまして、なかなかこれ今までの主張、相手方の主張を覆すものがない中で、この1,200万円という金額をどう評価するのかということについては非常に残念に思う中で、この金額だけの提示であれば今後も何か裁判続けていって最後どうすべきかという判断もあるかと思うんですが、ただ一方でこの1,200万円とは別に全体的な解決を図る必要があるのではないかという裁判所からの強い要請がございました。これは我々もそういう現地の状況を確認したときに、じゃあどういうふうはこの全体の柳井組あるいは隣の土地含めてここをどうしていくのがいいのかということを考えてときに、やっぱりこの土地というのは裁判所のそういう強い要請に求めに応じて、一定この土地についても我々として取得して町が管理していくことが適当ではないかということも考え合わせまして、今回の和解について一定町のほうとして議会にお諮りして御意見を賜ろうかなという判断をさせていただいたということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

そうすると、今の、話聞いてると、その損害賠償は目をつぶるとしても、あその土地を今後のために、住民の安全、土地利用のいろいろな問題も含めて購入したほうがいい、全体的なことを考えて受け入れたいというお気持ちかもしれませんけれど、これ恐らくこういった問題は豊能町の中であそこだけではないと思います、今後。よ

その町にもこういうの起きてます。特にあのダイオキシンで有名になった橋本も多分そうだったと思いますが、結果的には。要するにごねて土地を汚し好き勝手やった業者の土地を行政が買わなくちゃなくなる。これたしか橋本の決着はそういう形で終わったと思います。ということで、なんだと、行政というのはごねたら何かしらの得るものがあるという、まずその手始めだったのは今回のこの浚渫の、ちゃんと元に戻せといっても知らん顔された。それからほかにもまだありますわね。ですからここをこういうふうな形で和解案を出してきて、それを行政があ町の周辺を全体的に考えて何とかしたいという気持ちも分かるし、そうしなければいけないと思っています。ただ、和解をいきなり1回目で、そうですかということは逆に豊能町という存在そのものが甘く見られる。あそこはやりたい放題できる。結果的には行政側が面倒見てくれる。こういうイメージも作りかねない危険性もあるわけですね。こういったことなどいかがお考えですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

今回、和解を受け入れてこの議会にお諮りするというについては、これ裁判所の中でかなり和解の話について被告とも整理してまいりました。その中で町、原告としてどう対応するのかということで、町内部でも何回も何回も和解期日、弁論準備のたびに町の中で議論し、弁護士にも協議し、その上で裁判所のほうでいろいろな意見を述べてきたというところがございます。これをそのままほかの例に、このままこれが今回のこのケースが前例になってこのままほかの事案についてもこのとおりに当たって

いくのかということに関しましては、これはまた全く別でございまして、今回のこの件については何回も、19回ぐらいの弁論準備を2年半以上にわたって行ってきて、その上での結果でございまして、これがそのままほかのものに応用するとか適用するということでは決してございません。それはまた改めて、今回の、先ほど申しましたが反省も踏まえて、今後は業者に対してまた別の角度から対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

私は3年半前にこの議会に席を頂いたんですけれども、その前の4年間に多分この問題というのは議会の中であったと思います。その都度、先ほど西岡議員の質問じゃないですけど、議会としても何とかしなくちゃいけないと。いろいろな方法も提示し、行政も動いたと思います。それでこの結果ですよ。というところを考えたときに、ここで和解をすれば豊能町というのはごね得の町だと。そういうふうな、何ていうのかしら。色眼鏡というのかな。何ていうかレッテル貼られかねない。今は現実起きてないかもしれませんが、周り見回してそういう問題は。ただ、どこに火種があるか分からない。それで結果的にはいろいろな条件やら何やら取り付けてやってみたとこでそのとおりにしてくれない。そのとおりにしてくれない業者に対して何もできない。環境保全条例はありますけど、あれも大阪府以上の強い枠はかけられないと思うんです。ということを考えてときに、私はやっぱり今回、素直に受けるって変な言い方ですけど、これで受けるのではなくて、やっぱり町として自分たちの言い分の、こっちのほうが正しいと、もう一遍考えてくれと

いう姿勢を見せて当然ではないかなと。それこそやっぱり住民のほうも理解いただけるんじゃないかなと考えますが、行政いかがお考えでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員のおっしゃる、強い姿勢でもってこれからも対応していけというお考えはよく理解はさせていただいております。ただ、今回のこの訴訟については、我々この間の業者の不法行為であるとか債務不履行について、けしからんということで業者と何回も対応してきて、それでも何も改善が見られないということで今回訴訟に至ったという経過がございます。なのでそのままそれで豊能町がそういう、何でもハードルが下がってるよということで見られるのかなというところはちょっと議員と意見が違いかも分かりません。ただ、今回裁判所から出ているこの和解案を受け入れるかどうかというところでございますが、損害賠償の支払を求めるといことも考えましたけども、やはりそれだけでは全体の、何度も申しますが、問題の解決にはならんんじゃないかということで、現地の状況ですとか今後の現地の回復、水路の整備、そういったこと、周辺地域の環境の保全、住民の安心・安全、そういったことを全て含めましてトータル的に考えて、裁判所の求めに応じて和解をすることが今回は適切ではないかという判断に至ったものです。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず反対討論の方、よろしくお願ひします。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

第1号議案に反対討論をいたします。豊能町は人と緑が輝く豊能町ということであり、豊能町の自然を守るということは町民に対しての第1次義務であります。かつてこの豊能町は、自然があるからか知りませんが、産廃の問題とか残土の問題、土砂崩落等の問題が続発いたしまして、その都度トラブルがあり、規制の見直しが必要になってきたところであり、豊能町の自然を守ることが町民の望みであり、今回のように事前の対応ではなく事後の対応の判断では、根本的な問題は解決しないだろうと思います。そのためには、その根本的な問題解決のためには、やっぱり町の体制の強化を図ることが肝腎ではないかなと思います。その第1点は、先ほどもいろいろ聞いてますけども、法規制のやっぱり強化、規則はもう少し強化しなければならないんじゃないかと。もう一点は質疑の中にも出ていましたけども、問題点を解決する、法にやる前に弁護士等も含めて問題解決のための町の体制強化、これを図ることが肝腎ではないかなと思います。今回の1号議案を機に、今後の豊能町民の福祉文化の向上のために、また持続可能なまちづくりのためにも開発規制の強化、そして豊能町の問題対応の体制強化の検討を求めて本案に反対いたします。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

次に賛成討論の方はいらっしゃいますか。
井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

7番・井川佳子です。第1号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

私は議員になる前に森林組合で11年間、豊能町の山と暮らしてまいりました。皆さん苗木を植えて育てられ、そのほか保育をされておりました。でもやはり木材というものが低迷してお金に替えれるというものではなくなってきて、その山をお金に替えると、この業者にお金渡してその山がこうなるという、とても私はちょっといたたまれない思いであります。この解決案なんですけれども、原告側の豊能町にしたら不十分かもしれないですけど、でも裁判所が出した答えというのは山の保全を考えようという答えでありまして、それはやっぱり森林組合で森林整備してきた、そして府も町も山を守ってきた、そして森林所有者も山を守ってきた、その気持ちに添えてのような感じもします。この山の後ろには町有林、72ヘクタールの戸知山もございます。この正面玄関のような場所なんです、ここ。ここがこういう条件じゃなくて、また別のことになっていきますと、また別の業者が開発をするというようなことにもなりますし、やはり裁判所がこの全体的な解決を目指して町が管理するのが適当だろうとされたこの和解案、解決案というのはやはり私としては議員諸君の皆様がお考えいただいて御賛成いただきたいなど。今まで起こってきた過去は変えられませんけど、未来は皆様で変えられます。よろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

次に反対討論ございますか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

秋元です。反対討論させていただきます。今回の和解案は、木代にある土地の所有者が岩石を採取、その搬入搬出によって破壊された道路の復旧費並びに山からの水の流れをせき止めたことにより大量の土砂が

調整池へ流れ込み、その浚渫工事の一部負担など計約5,700万円の損害賠償を求めたものです。それに対して相手側は町に1,200万円、また町は1,700万円で相手の土地の購入せよというもので、これまでのいきさつ、またその現状を、現場を知ってる者に見れば到底納得できるものではありません。また今回、町のいろいろの説明の中で、裁判所も言っていましたけど、あのまち、あそこの全体のことを考えて、将来的にやっぱり一つ町が持って整備していったほうがいいんじゃないか。そのためにもう町は購入したい、その気持ちは分かります。ただ、今回、はいそうですかというその姿勢そのものがやっぱり第2第3の同じような問題を生みかねない。つまりどういうことかといえば、これまでこの業者はやはり町のいろいろな指導また約束事を無視して、そして今に至って、ごねて、土地を破壊し、水の流れも変えて、至ってるわけです。やりたい放題やった結果、1,700万円、計500万円を手にするという、要するに非常にこの豊能町という町は甘く見られる可能性があるし、第2第3の業者を呼ぶ可能性があります。そこで私は、まず町としては今回きちっと判決を求めています。そして上告していただきたい。そしてまた水の流れに関しては民法の問題も争う余地は私はあると思いますし、またその間はぜひあの土地が他社に行かないように仮押さえ、あるいはまた木代の環境保全条例か何か、豊能町独自の、質問させていただきましたけども、独自のそういうものがあります。独自といたしましても大阪府絡みですけども方法もありますし、何かしらのやはりいろいろな手段、今こそそういう手段を使ってやっぱり土地の動きを抑えながら、そして裁判をしていただきたい、続けていただきたい。結果今より悪

い結果が出たとしても、やっぱり町はやるべきことはやったという一つの住民に対する報告にもなる。今回は何もならない。そういったことも含めて、私はこの案に反対させていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

賛成討論の方いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第1号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立5：4）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6「第2号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第9回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第2号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度豊能町一般会計補正予算（第9回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,134万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,629万1,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおり

でございます。

次に第2条といたしまして繰越明許費でございます。4ページの「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、高山教員住宅解体事業及び清掃職員用兼災害時避難者対策用シャワーブース設置事業につきまして、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

次に第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。5ページの「第3表 債務負担行為（追加）」に記載のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきまして追加するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。10ページをお開きください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業であります。先ほどの第1号議案にございました和解金について、相殺後の残額を予算措置するものでございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、事業確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

11ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費の4. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、国の定める優先順位に従い新型コロナウイルスワクチンを接種するための体制確保に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

9ページへお戻りください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金でございますが、

歳出のところで御説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金でございます。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として707万2,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、2月会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。2月会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。よって、2月会議は本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

会議の閉会に当たり、町長から挨拶がご

ございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は提案をいたしました議案に対してそれぞれ適切な御決定を賜りありがとうございます。議員各位の皆様からの御意見、御指導につきまして今後とも十分に留意をしながら町政運営に臨んでいきたいというように思います。

さて令和3年に入りまして御報告が遅れておりましたけれども、開催が本当に危ぶまれておりました豊能町二十歳の集い、11月の11日に無事開催することができました。関係の皆様方には本当に感染予防に対して配慮いただきながら開催ができたということを報告をさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

町長、1月。今、11月とおっしゃいましたから。

○町長（塩川恒敏君）

1月11日です。今回のところに多くのいわゆる制限がありましたけれども、本当に集まっていたいただいた方々の、本当に感染予防といいますか、本当は再会を思い切り楽しみたいというところでありましたけれども、本当に友人を気遣いながらさりげなくそして本当に熱いまなざしで会話をされてたというのを非常に感激をしたというところでございます。本来でありますと議員の皆様方に御臨席を賜りたいところでしたけれども、保護者の方々も含めまして制限をさせていただいたということでございます。本当に今まで晴れの姿を門出をお祝いすることができたということで御報告をさせていただきたいと思います。御協力ありがとうございます。本来なら皆様一緒にということでございましたけれども、本当に

保護者の方々そして新成人の皆様から、よかったというお声をたくさん頂いております。やってよかったというように思います。御報告を兼ねまして閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和3年豊能町議会2月会議を閉じ、散会といたします。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午後3時23分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会委員の選任

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙

第1号報告 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第1号議案 和解及び不動産の取得について

第2号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算(第9回)の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 10番